

## 復興推進会議（第2回） 議事録

1 日 時：平成24年5月18日 9:35～10:00

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：

【議長】野田佳彦内閣総理大臣

【副議長】平野達男復興大臣〈進行〉

【議員】岡田克也副総理大臣、川端達夫総務大臣、小川敏夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、平野博文文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、枝野幸男経済産業大臣、前田武志国土交通大臣、細野豪志環境大臣、田中直紀防衛大臣、藤村修内閣官房長官、松原仁国家公安委員会委員長、自見庄三郎国務大臣、古川元久国務大臣、中川正春国務大臣、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、山本庸幸内閣法制局長官、松下忠洋復興副大臣、末松義規復興副大臣、中塚一宏復興副大臣、津川祥吾復興大臣政務官、本多平直内閣総理大臣補佐官、浜田和幸外務大臣政務官

4 配布資料

議事次第

資料1 復旧・復興の現状と課題（概要）

資料2 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し

資料3 福島復興再生のための基本方針・諸計画の関係

資料4 福島の避難区域等に関する当面の取組方針について

参考資料1 復興の現状と取組（復興特区、交付金等含む）

参考資料2 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ - 公共インフラ、全体版 -

参考資料3 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ - 公共インフラ、地域版（抜粋） -

参考資料4 各府省の復興施策の取組状況のとりまとめ - 公共インフラ以外の復興施策抜粋） -

参考資料5 復興推進会議（第1回）議事録

参考資料6 復興推進会議運営要領

5 議事次第

1. 議長挨拶

2. 議事

(1) 復旧・復興の進捗状況と復興施策の事業計画及び工程表について

(2) 福島の復興再生について

①福島復興再生基本方針の検討状況について

②福島の避難区域等に関する当面の取組方針について

3. 自由討議

○平野復興大臣 ただいまから第2回「復興推進会議」を開催いたします。

本日は、復興施策の事業計画及び工程表のとりまとめを踏まえまして、復興施策の進捗について報告するとともに、福島再生復興について情報の共有を図りたいと考えております。

それでは、内閣総理大臣から、ごあいさつをお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 おはようございます。大震災からの復旧・復興は、我が内閣が全力で取り組まなければならない最優先課題の1つでございます。懸命に総力を挙げて取り組んできたつもりでございますけれども、一方で、残念ながらまだスピード感に欠けるであるとか、あるいは手が行き届いていないという御批判もいただくこともございます。そうした声は真摯に受け止めて、復旧・復興の加速化につなげていきたいと考えております。

復旧・復興の現状を見てみますと、一時は大変御心配をいただいた瓦れき処理でございますが、私や細野大臣の要請等もございまして、現在、26都道府県、13政令市において受入れの表明がございました。そのうち4都県において既にその処理のスタートが始まっているところでございます。

また、関東大震災の際には、瓦れきを生かして横浜の山下公園をつくった事例がございまして、そういうことを参考に、東日本の海岸線に140kmにわたって防災林の瓦れきを再生利用しながらつくっていかうという「みどりのきずな再生プロジェクト」をスタートさせることになりまして、本年度は50kmの整備を行うことになっております。

等々、いろんな試み、取り組みを行っておりますけれども、先ほど平野大臣からお話がありましたとおり、本日の会議ではインフラの本格復旧などの復興施策と進捗状況、福島再生復興に係る取り組み状況について、復興への取り組みを一層推進するため、閣僚間で改めて認識を統一したいと思います。引き続き復興庁による徹底したワンストップサービスを通じて、地域、被災地に寄り添って復興に向けた取り組みを行っていかねばならないと考えておりますので、皆様におかれましても、全力で復興施策に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○平野復興大臣 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○平野復興大臣 それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)の「復旧・復興の進捗状況と復興施策の事業計画及び工程表について」

でございます。

まず、復旧・復興の現状と課題につきまして、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。簡単にまとめでございますので、私の方から概要について説明させていただきます。

「1. 被災者支援」でございます。

「(1) 避難者・仮設住宅」についてでございますが、避難所にいる方は約250人、ほとんどが埼玉県に加須市にいる双葉町の方でございます。そのほかの方々につきましては、仮設住宅、借り上げ住宅に入らせていただいているということでございまして、次の住宅再建への移行がこれからのステージになっているということでございます。

「(2) 住宅再建及び高台移転」につきましては、地元住民との調整を円滑に進めていくということが最大の課題でありまして、専門家等の職員の派遣等によりしっかり支援していくことが大事でございます。

「(3) 孤立防止と心のケア」でございますけれども、住宅再建は若干時間がかかる地区も出てくると思います。こういう長期化する避難生活の中でコミュニティの弱体化、孤立化が問題となっております。見守り活動、心のケア、生きがづくり等々の支援活動を更に強化していく必要がございます。

「(4) 震災関連死」でございますが、私どもの調べでは1,600名超、大変多い数だと思っております。今、その原因を把握しておりますけれども、それらを踏まえた対策を構築していくことが大切です。

「2. インフラ関係」でございます。

「(1) インフラ等の復旧」につきましては、家屋等の流出地域、原発警戒区域等を除きまして応急復旧はほぼ完了しております。本格的な復旧をこれから始めていくという段階に入っております。今日はその進捗状況を後ほど報告させていただきます。

「(2) 災害廃棄物(がれき)処理」につきましては、先ほど総理からも触れられましたけれども、広域処理等々にも進捗の状況が見られますが、仮設焼却炉の設置も進めてございまして、これからこの処理が進んでいくものと考えております。

2ページ目ですが、「3. 産業・雇用」でございます。

「(1) 産業の復興」、広い意味の被災地レベルで見ますと、鉱工業指数はいわゆる復興需要が出てきているということもございまして、震災前の水準を上回っておりますけれども、津波浸水被災地域だけで見ますと、まだかなり状況が厳しいのではないかと考えています。ただ、漁港の水揚げも22年3月比で約8割となっておりますし、農業・水産業・観光業も改善が見られるということもございまして、今後、本格的な復興を進めていかなければならないということでございます。

「(2) 雇用」でございますけれども、被災3県の雇用情勢は、有効求職者数が有効求人数を上回っております。沿岸部を中心に依然として厳しい状況でございます。

で、いま一層の支援が必要だということでございます。

「4. 福島復興」でございますが、今国会で成立いたしました福島復興再生特別措置法に基づきまして、現在、福島復興推進基本方針を策定中でございます。

「(2) 原発事故避難者の帰還等の支援」でございますけれども、警戒区域等の見直しを行い、除染やインフラの復旧を進めることにより避難者の帰還を支援するとともに、長期避難者の生活をこれからしっかり支援していかなければならない、そういう状況でございます。

以上が現状と課題でございますけれども、復興施策の事業計画及び工程表の概要について、御説明させていただきます。資料2でございます。

資料の本体につきましては、かなりの厚さになりますので、後ほど参考資料として御参照願いたいと思います。私の方は資料2の2ページから説明に入らせていただきたいと思います。

昨年11月29日の東日本大震災復興対策本部で報告いたしました事業計画と工程表について、今回、平成24年度予算等の内容を踏まえまして、見直しを実施しました。

今回は、平成23年度の工程表どおり進捗しているかどうかを確認するとともに、平成24年度の成果目標を記載したほか、市町村単位の地域版では、災害公営住宅や防災集団移転など復興まちづくりに関する事項について、具体の地区名を明示するなど、内容を拡充しております。

また、さまざまな分野におけるソフト施策など、公共インフラ以外の復興施策の取組み状況も更新しております。これによりまして、基本方針に記載された施策について、現時点における復旧・復興に向けた取組み状況や目標が明らかになっております。

6ページをごらんいただきたいと思います。これは各事業の進捗の状況についての総括表でございます。公共インフラ（全体版）の対象18事業について、所管省庁による進捗を確認してございます。

その結果、海岸対策及び災害廃棄物の処理の2事業が「目標を若干下回った」となっておりますけれども、他の事業は「概ね目標通り」もしくは「目標通り」でございまして、全体として概ね目標通りに進んでいると思われまして、今後、これを更に加速させる努力が必要だということでございます。

その一方で、この中にある12番「復興まちづくり」でございますけれども、これは「目標通り」になっておりますが、23年度の目標は制度をつくるという目標でございまして、具体のこれからの事業計画の策定、事業の着手というのはこれからということになります。

特に防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などの復興まちづくりにつきましては、実施に向けて地域の合意形成や権利調整・用地取得等の難しい課題がございまして、これからもしっかりと支援を行っていく必要があると思っております。

特に集落単位でやる集団移転事業というのは比較的合意形成が得られやすいのであ

りますけれども、中心市街地が津波で全部やられた地域では、土地区画整理事業をや  
って、そこにちょっと専門的になりますけれども、防災集団移転促進事業をかぶせる  
という、これは日本でどこでも実施したことのないような事業をやっていかなければ  
なりません。

土地区画整理事業さえやったことのない市町村でこういう事業をやっていかなけれ  
ばならないという深刻さということはしっかり認識しながら、これから進めていく必  
要があるということでございます。

自治体の中は、被災により職員が減少しているところもございまして、市町村にお  
ける専門職員の不足など、対処すべき課題が数多くまだ残っております。全国の地方  
自治体の協力の下、職員の派遣など人的支援や事業の指針作成を行うなど、円滑な事  
業実施に向けた取組みを推進する必要があります。

このほか、国の職員が被災自治体等の職員とも一緒に汗をかくというような、しっ  
かりとした支援を行っていく必要があると考えております。

前にもお願い申し上げましたけれども、まず、復興のまちづくりの核となる、特に  
学校、病院等々においては、更に引き続きの復旧への推進をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、各府省におかれては、一日も早い復旧・復興に向けて、  
事業計画・工程表に沿って確実に事業を推進、遂行するとともに、できるだけ工程表  
を短縮する努力をお願いいたします。

それでは、個別の事業につきまして、担当大臣から御発言をいただきたいと思いま  
す。

まず、国土交通大臣、お願いをいたします。

○前田国土交通大臣 海岸対策においては、御指摘のように若干目標を下回っております。

これは海岸堤防の高さ、津波の想定が出まして高さ等が直接まちづくりに影響を及ぼ  
すものですから、合意形成に若干時間がかかっているということでございます。しか  
し、この復興まちづくりとの関係など地元の御意見を聞きながら、引き続き着実にや  
ってまいります。

もう一つは、防集あるいは土地区画整理の御指摘もありました。引き続き被災市町  
村に対する支援を行いつつ、準備の整ったところから部分的に、かつ弾力的に実施し  
ていくことも支援してまいりたいと思います。

以上です。

○平野復興大臣 続いて、農林水産大臣、お願いいたします。

○鹿野農林水産大臣 23年度の農林水産関係のインフラ整備は概ね今のお話のとおり、目  
標通りということですが。昨年の6月、水産関係のマスタープラン、農業農村のマスタ

ープランを8月に出して取り組んできましたけれども、大体農地は約4割が復旧し、一部地域においては、ほ場の大区画化を推進するなどの動きも出てきております。水産関係でも水揚げ量や養殖が復活した地域も出てきておるところでございます。これからも復旧・復興を最重要課題として、とにかく現場との連携をよく取りながら、できるだけ一刻も早い再生に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○平野復興大臣 続いて、厚生労働大臣、お願いします。

○小宮山厚生労働大臣 被災した医療機関の復旧、これは提出した資料にも書きましたように、基本的には今年度中に終了させる予定です。

また一方で、津波によって全壊した病院などにつきましては、立地も含めて検討することが必要で、地域医療再生基金の活用などによって、復興に向けて計画を具体化したいと思っています。

1つ課題になっていますのは、福島の警戒区域の解除を受けて、その後、戻ってこられる方に向けた医療について従事者の確保など課題だと考えていますので、今後とも現地の状況をしっかり見ながら支援をしていきたいと思っています。

○平野復興大臣 文部科学大臣、お願いします。

○平野文部科学大臣 基本的に先ほど副大臣の方から御報告があったとおりでございますが、特に学校ということは大事なことでありますが、地域のコミュニティという観点もあって、概ね目標通りに動いています。ただし、警戒区域や津波被害の地域を除いてということでございます。したがって、その地域についてはまちづくりとしっかり連動させながらやらせていただきたいということでございます。

御報告はいたしておりませんが、特に学校の関係では、ハード面の復旧についてはそういっているのですが、子どもたちの心のケアがまだ大きな課題としてございますので、学校へのスクールカウンセラー等の配置を含めて、ケアをこれから更に進めていきたいと思っています。

○平野復興大臣 ありがとうございます。その他ございますか。それでは、時間の関係もでございますので、次に進ませていただきます。

次に、「福島の復興再生について」、議事を進めさせていただきます。①福島復興再生基本方針の検討状況、②福島の避難区域等に関する当面の取組方針について、資料3、4に基づき説明をいたします。資料3をごらんいただきたいと思います。

福島復興再生特別措置法につきましては、3月30日に成立、翌日に公布・施行されました。これも皆様方の御尽力の賜物であり、まずもって、改めて厚く御礼申し上げます。

ます。

同法に基づき、1 ページ目にありますとおり、国は「福島復興再生基本方針」を策定することとされておりまして、それに則して、国は、避難解除等区域復興再生計画を、県は、産業復興再生計画と重点推進計画を策定することとされておりまして。政府では、現在、福島県や各市町村などの意見をお伺いしつつ、各府省の御協力を得まして、基本方針の策定作業を急ぎ進めております。

具体的には、4月22日に開催された福島復興再生協議会で、4ページからの骨子案を御報告いたしました。これに対し、福島県、市町村など、各方面から、福島県における原子力に依存しない社会づくりの推進、避難指示の対象となった区域のインフラの整備や産業の復興再生のための取組みの強化と避難者の支援、住民の健康と安全の確保のための措置の充実などを基本方針に明記するよう、多くの御意見を賜っております。

引き続き、福島県市町村を始め各方面の御意見を丁寧にお伺いしながら、各府省一体となって案文の作成作業を進めまして、福島特措法に基づく法定意見聴取の手续やパブリック・コメントなどの手続を行った上で、6月中の閣議決定を目指してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、福島の避難区域等に関する当面の取組方針につきまして、資料4をごらんいただきたいと思っております。

福島の避難区域等に関する取組方針につきましては、これまで、全体像が見えないなどの御指摘がございましたので、とりまとめました。

「1. 生活再建対策」のうち、賠償につきましては、本年3月に原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針第2次追補に基づき、詳細な賠償基準を提示する予定でございます。

また、長期避難支援につきましては、空間線量の自然減衰マップを4月22日に提示したところでありますが、今後、自治体ごとに帰還時期の目標設定を協議していく予定でございます。

これらを踏まえた上で、遅くとも秋までに住民の意向調査を実施するとともに、長期避難者を支援するための町外コミュニティ、地域によってはこれは「仮の町」とも言っておりますけれども、町外コミュニティの在り方について、県・市町村と協議を進めてまいります。

「2. 産業振興・雇用対策等」につきましては、農林水産業支援も含め、具体の取組み方針を検討してまいります。

「3. 放射線対策等」のうち、放射線リスクにつきましては、住民から放射能汚染が不安との声も大きく聞きますので、リスクコミュニケーションを充実してまいります。

除染につきましては、幾つかの自治体で除染実施計画が策定されたところでありますけれども、今後、生活圏の除染方針の明確化等に取り組んでまいります。

中間貯蔵施設につきましては、帰還支援、賠償等の進捗を踏まえて、対応してまいります。

「4. グランドデザイン・基本方針」につきましては、今後、双葉郡等の地域に対する政府の基本姿勢と取組方針の骨格を提示するとともに、福島復興再生基本方針をとりまとめることとしております。

これらを踏まえまして、福島の復興・再生に向けて、一体的・総合的に取り組んでまいります。

以上でございます。

それでは、自由討議に入ります。時間は限られておりますけれども、何かございましたら御発言を願いたいと思います。

どうぞ。

○古川国務大臣 中小零細企業などの事業の再生のところで、昨日、ミュージックセキュリティーズという復興再生ファンドを立ち上げて、志のある資金で地域の酒屋や酒蔵といった事業の再生をしているという取組みを見てきたのですが、事業再生はいろいろ政府としてもやっているかもしれませんが、こういう民間の取組みを少し拡大するようなことも、これは成長ファイナンス推進会議の方に党の方からの中間報告でも来ていまして、地域活性化の川端大臣のところにも関わるのですが、こういう民間の取組みをサポートするようなことも少し考えていただくと、地域の中で復興に向けての、特に中小零細事業の再生が見えてくるのではないかと思いますので、是非検討いただければと思います。

○平野復興大臣 ありがとうございます。玄葉大臣、どうぞ。

○玄葉外務大臣 改めて関係者の皆様の御努力に感謝申し上げます。

福島県の方々と連絡をさまざまな形で取り合っています。余り細かいことは申し上げませんが、今、1つの特徴は、経産省が中心なのだと思いますけれども、立地補助金、設備投資をし、雇用を新たにするというときの応募が大変多かったということで、非常に人気がございます。1回ですべてというわけにはいかないと思いますし、ある意味、1年とかというタイムスパンではなくて、2年、3年、4年、5年と全体のこれからの福島県の復興状況、景気の状態、そういったものを見通しながら予算を手当てしていくというようなことを是非県側と相談しながら進めていただければと思っています。

以上です。

○平野復興大臣 副総理、どうぞ。

○岡田副総理 この前、日本に基点を持つある程度大きな NGO の皆さんのお話を聞いたときに、被災地に NPO が数多く自然発生的にできていて、基本的な運営の仕方とか、そういうことについての知識を欠いていたりしてやや困っているところもあるので、そういうところを指導できるような仕組みというのが考えられないか。ある程度確立された NGO から少し知見を提案するとか、そういうことが考えられないかというお話がありました。少し実情もよく聞いて御検討いただければと思います。

○平野復興大臣 わかりました。時間の制約もございますので、御発言は。

○自見国務大臣 1分だけ。金融庁ですが、古川大臣とこの前御存じのように企業再生支援機構法を1年延長させていただきまして、こちらの方も中小企業金融円滑化法を1年延長させていただきまして、両府庁で非常に連絡を取りながら、企業再生支援機構、これは JAL を再生したところですが、もう一年、中小零細に特化してやろうというようなことで、各県に中小企業再生支援協議会もございますから、地方の金融機関とも密接に連絡して、ファンドの話も出ましたが、そういったことも含めて、スキームはつくっておりますけれども、仏つくって魂入れずということになってはいけませんから、いろいろ御指摘をいただきたいと思いますが、基本的に枝野経産大臣、古川大臣と金融庁の方でそういうスキームはつくっております。

○平野復興大臣 では、時間を超過しておりますので、御発言はここまでとさせていただきます。

最後に、参考資料5として配布しております第1回の議事録につきまして、お諮りしたいと思います。復興推進会議運営要領では、本会議については、議事録を作成し、会議に諮った上で一定期間を経過した後にこれを公表することとされております。

既に御確認いただいております前回会議の議事録について、特に問題なければ、会議終了後に公表したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (「異議なし」と声あり)

○平野復興大臣 ありがとうございます。御異議がないようですので、会議終了後に復興庁ホームページにて公表させていただきます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以 上)